
○議長（近藤八郎君） ただ今から、休会を解き、本会議を再開いたします。
本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

○議長（近藤八郎君） 日程第1 発議第1号「下川町監査委員条例の一部を改正する条例」を議題とします。
本案について、提案趣旨の説明を求めます。
提出者議員 4番 奈須憲一郎議員。

○4番（奈須憲一郎君） それでは、発議第1号 下川町監査委員条例の一部を改正する条例について、提案趣旨を申し上げます。

本案は、平成29年の地方自治法第196条第1項の改正に伴い、監査委員制度の充実強化を図り、議会の監視機能を明確にすることを目的として、監査委員の選出について、条例に規定することにより、議会議員から選出しないことができることになりました。

以前から、当議会では、議会としての監視機能を強化することを目的に、議会の活性化、議会機能の向上並びに独立性の担保を掲げて議論してきたところです。

改正内容につきましては、監査委員条例第2条に「監査委員は議員のうちから選出しない」とただし書きを加えるものです。

この条例の施行日は、議員の任期が満了する翌日の平成31年5月1日とするものであります。

当該条例は、町長並びに議員の双方に提出権がありますが、監査委員と議会の監視機能の役割分担の観点を踏まえ、議員提案とした次第です。

また、本条例の改正に当たり、町長、代表監査委員並びに議会選出監査委員に対しまして協議を済ませております。

以上申し上げ、提案趣旨といたしますので、議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（近藤八郎君） ただ今、提案趣旨の説明がありましたが、これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。
これから討論に入ります。
まず、原案に反対者の発言を許します。

（なし）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。

これから、発議第1号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 起立多数です。

したがって、発議第1号は、原案のとおり可決されました。

○議長（近藤八郎君） 日程第2 継続事件審査結果報告を議題といたします。

平成30年第4回定例会において、議案第6号「第6期下川町総合計画基本構想及び基本計画について」を第6期下川町総合計画特別委員会に付託しておりましたが、原案可決すべきものと決定したとの審査報告がありましたので、報告を求めます。

宮澤清士 第6期下川町総合計画特別委員長。

○第6期下川町総合計画特別委員長（宮澤清士君） それでは、議案第6号 第6期下川町総合計画基本構想及び基本計画について報告をいたします。

まず、計画の概要でありますけれども、第5期8年間（実行計画4年、展望計画4年）から12年間の前期4年・中期4年・後期4年とし、目標を2030年とするものであります。

総合計画は、「基本構想」「基本計画」及び「財政計画」から構成される。

基本構想は、「将来像」と「分野方針」から構成され、将来像に「2030年下川町のありたい姿」7項目を掲げ、分野方針は従来同様6分野となっております。

財政運営基準については、2030年を目標年とし、「町債残高は標準財政規模の200%以下」「基金残高は標準財政規模の50%以上」を目指すものである。

実施事業調書として、新規、変更、投資、縮小、廃止事業を掲載している。

前期計画の4年間については、従前の実行計画として主要事業が示されているものであります。

前期計画が終了する年度に次期計画（4年間）の見直しを行う。

財政計画は、事業の進捗管理計画を兼ねており、毎年度、翌年度以降の3年間の見直しを行うものであります。

審査経過といたしまして、平成30年12月28日開催の下川町議会第4回定例会本会議において継続審査となった第6期下川町総合計画基本構想及び基本計画について、平成30年12月21日に開催した第1回委員会を含めて、委員会を5回開催し、分野方針並びに実施事業調書について担当職員から説明を受け、財政計画については副町長及び総務課から説明を受けて、質疑応答をはじめとした審査を実施した。特に、基本構想概要説明では、町長、副町長及び課長職の出席の下、総合計画審議会の議論経過、答申内容の反映、

目標値の設定、SDGs 未来都市推進計画との関係、12 年間の期間設定、提案時期、下川町まち・ひと・しごと創生総合戦略との関連などについて説明を受けたところである。

また、理事者の出席を求め、第 5 期総合計画の総括、人口推計に基づく計画策定、指標の設定、昨年議会が決議し町長に提出した政策提言の反映など、懸念される事項のうち、重点課題について見解を求めたものであります。

審査意見といたしまして、第 5 期では計画した財政目標とかい離していたものの、第 5 期総合計画の総括が十分に行われているとは言い難い。基本計画の見直し時点では、前期間の検証及び総括を行うとともに、財政運営基準を達成するため、各年度のプライマリーバランスを確実に実行する必要がある。

二つ目として、計画の策定に当たっては、基本構想をはじめとして基本計画にも将来像を示すために基本となる人口目標値がなく、分野方針を策定する根拠が不明瞭であった。

しかし、さきに策定された、まち・ひと・しごと創生事業に示された推計を意識、連携させながら、町民や関係機関と課題を共有し、的確に施策を執行すべきである。

次に、基本構想において、指標が示されていなかった。総合計画の進捗を把握するためには、指標の設定は必要である。SDGs の視点を踏まえた指標は、複眼的な視点を取り入れて設定すべきである。

次に、総合計画の提案時期が平成 30 年 12 月定例会となったため、平成 31 年度の予算策定の方針根拠のよりどころがないこととなるため、今後は予算策定時期に配慮した時期の策定が必要である。

次に、行政改革について、職員の増員が見込めない状況下にあるため、職員の住民自治の意識向上を図るとともに、マンパワーに応じた事業量に基づく施策執行を進めるべきである。

審査結果といたしまして、委員会審査の結果、計画案では施策項目ごとに細かな立案が行われ、下川町における 12 年間のまちづくりビジョンが示されている。本計画は自治基本条例に位置づけられた最上位の計画であるが、各政策の基本となる独自の人口目標が示されておらず、国立社会保険人口問題研究所の示した推計を最低目標値としている。このことに対して委員会では異論が続出したところである。

こうしたことを踏まえて、本計画は全員賛同の下で特別決議をするものである。以上。

○議長（近藤八郎君） ただ今、報告がありました。これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。
これから、討論に入ります。
まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第6号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第6号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 起立多数です。

したがって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

○議長（近藤八郎君） 日程第3 発議第2号「第6期下川町総合計画に対する特別決議」を議題とします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

提出者議員 1番 宮澤清士議員。

○1番（宮澤清士君） それでは、第6期下川町総合計画について、次の事項について特別決議案を提出いたします。以上、提案趣旨を兼ねさせていただきます。

一つ、町民・議会との意見交換の場を数多く設けるためにも、本来、総合計画の提案は余裕を持ったスケジュールで進めるべきである。

二つ、今後、事業遂行していく上で、人口目標を示すことは必須である。適切な時期に速やかに人口推計と目指す目標値の見直しが必要である。

三つ、財政運営基準及び財政計画において、前期4年の財政計画のみであり、中・後期は適切な時期に策定すべきである。

以上申し上げ、提案趣旨といたしますので、議員各位の御協賛、御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（近藤八郎君） ただ今、提案趣旨の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(な し)

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に原案に賛成者の発言を許します。

(な し)

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。

これから、発議第2号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（近藤八郎君） 起立多数です。

したがって、発議第2号は、原案のとおり可決されました。

○議長（近藤八郎君） 日程第4 議案第3号「財産の減額貸付けについて」を議題といたします。

本案については、総務産業常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

蓑谷春之 総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（蓑谷春之君） 今定例会において委員会に付託を受けた、議案第3号 財産の減額貸付けについて、委員会における審査の経過と結果について報告いたします。

本案は、下川町郷土資料展示保存施設の一部を「下川町における持続可能な開発目標を達成するための連携協定に基づき整備する工場」として、菓子製造工場へ改修し、町内の法人に対して、地方自治法第96条の規定に基づき、土地、建物及び備品を減額して貸付けようとするものであります。

貸付けする法人は「一般社団法人 S D G s チャレンジセンター」で、貸付けする土地は一の橋287番地の一部の139.89㎡、施設は郷土資料展示保存施設の延べ床面積1,146㎡のうち、139.89㎡となっており、附属する電気設備及び機械設備等の一式を含むものです。また、物品として、縦型冷蔵庫などとなっています。

減額貸付けの期間は、契約の日から平成33年3月31日までとなっており、減額後の貸付けの金額は、年額84万円となっています。

委員会での本議案に係る質疑事項について、担当課長から「現地法人は一般社団法人 集落自立化支援センターとNPO法人 地域おこし協力隊により構成され、それぞれの合意形成が済んでおり、法人登記を済ませている。」、「工事等発注はしていない。」、「市街地での説明会を定例会会期中に検討していきたい。」と説明がありました。

委員からの「公益性についての考え方」に対して、「S D G s モデル事業に限定して取扱いしたい。」、「貸付け先は第4者になるが、どのように決定したか。」に対して、「地域

に精通されている団体である。」との回答がありました。

また、委員から「以前の委員会では予算と貸付けは最低でも同時提案であるべきと伝えましたが、「予算を認めていただき発注したい、その後に単行議案を提案したい」となり、ならば同時提案でよかったのではないかと今がある。」、「財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例では、行政財産のうち建物は該当しないことになっている。」、「建物等の貸付けについて、条例等で規定していれば減額貸付けについては問題ないこととなる。」、「一般社団法人 SDG s チャレンジセンターの構成員である 2 団体のうち、NPO 法人については、定款上の規定に基づく議決事項について総会議決が必要となる。」など、適正な事務処理が進んでいないと思われる。手続き上、最適な条件が整ったとは言いがたい。

当委員会では、理事者見解を求め、直営方式で事業を実施する可能性の可否を申し入れたが、現時点となつては、あくまでも提案内容で執行する旨が伝えられた。

ほかに確認したい事項があり、当委員会としては、閉会中の継続審査と決したところで。議員各位の御協賛をお願い申し上げ、審議の経過と結果についての報告といたします。

○議長（近藤八郎君） ただ今、閉会中の継続審査に付すべきものと決定したとの報告がありました。議案第 3 号を、委員長の報告のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 3 号は、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

4 番 奈須議員。

○4 番（奈須憲一郎君） 動議を提出いたします。

審査中の議案第 3 号 財産の減額貸付けについては、会議規則第 46 条第 1 項の規定によって、3 月 25 日までに審査を終了するよう期限を付けることを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） ただ今、4 番 奈須議員から、総務産業常任委員会に付託され審査中の議案第 3 号 財産の減額貸付けについては、3 月 25 日までに審査を終了するよう期限を付けることの動議が提出されました。

この動議は、賛成者がありますので成立いたしました。

お諮りいたします。

この動議を日程に追加し、追加日程第 1 として議題とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 異議なしと認めます。

したがって、この動議を日程に追加し、追加日程第 1 として議題とすることに決定いたしました。

審査期限の動議を議題として採決します。

この動議のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(近藤八郎君) 起立多数です。

したがって、総務産業常任委員会で審査中の議案第 3 号 財産の減額貸付けについては、3 月 25 日までに終了するよう期限を付けることの動議は可決されました。

○議長(近藤八郎君) 日程第 5 議案第 6 号「平成 30 年度下川町一般会計補正予算(第 7 号)」を議題といたします。

本案については、総務産業常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

蓑谷春之 総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長(蓑谷春之君) 今定例会において当委員会に付託を受けた、議案第 6 号 平成 30 年度下川町一般会計補正予算(第 7 号)について、委員会における審査の経過と結果について報告します。

今回は第 7 回目の補正予算でありまして、歳入、歳出ともに 3,213 万円を追加し、予算総額 50 億 7,931 万円とするもののほか、繰越明許費の追加、債務負担行為及び地方債の補正であります。

今回の補正の要因は、事務事業の確定及び見込みによるもの、緊急を要するものなどです。

審査に当たり、総務課長などから、概要書、事項別明細書により補正予算の概要説明を受け、その後、所管課長などから説明を受けました。その主な内容について報告します。

まず、議案 14 ページ、第 2 表、繰越明許費の追加です。

消費税率の引上げに伴い、国の経済対策として「プレミアム付商品券事業」の実施に伴い、翌年度に予算を繰り越すものです。

第 3 表、債務負担行為補正の変更です。

五味温泉の体験の森の指定管理料について、平成 27 年度から平成 31 年度までの限度額 340 万円を 360 万円に、美桑が丘の指定管理料について、平成 27 年度から平成 31 年度までの限度額 450 万円を 470 万円に、人件費の単価上昇に伴いそれぞれ増額するものです。

第 4 表、地方債の補正については、事務事業の確定に伴うものです。

次に歳出ですが、事項別明細書 18 ページの衛生費の保健衛生費で、病院事業運営補助金として 6,000 万円が計上されており、当初予算を含め病院事業運営補助総額は 2 億 8,000 万円となります。

事項別明細書 26 ページの商工労働費の労働費で、勤労者福祉資金融資預託金 500 万円が減額されています。

総務課長からは「6年ほど前から借入れ実績がなく、本年度をもって預託を廃止する。金融機関など関係機関と協議済みである。」などの説明がありました。

委員から「実績がないのは周知不足ではないのか。」「労働行政の縮小になるのではないか。」などの意見が出されました。

24 ページの商工労働費の商工費で、快適住まいづくり促進事業として 1,468 万円の増額、空き家対策総合支援事業 2,154 万円の減額が計上されております。

委員から「事業実施に当たり、申込み期限を決めて実施すべきである。」との意見が出されました。

26 ページ、土木費で、町道の除排雪等委託料として 2,700 万円が増額されており、当初予算を含めると 6,700 万円となります。

課長から「2月下旬に暖気が予測されたので、降雪はなかったが路盤を削るなど除雪を行った。」などの説明がありました。

委員から「除雪オペレーターの育成とともに人力で除雪する町民の気持ちを考慮した除雪を心掛けるべき。」また「適切な時期に予算措置を行うなど、委託事業の円滑な執行を配慮すべきである。」などの意見が出されました。

歳入については、委員などから「ふるさと納税や農産物加工製品売払収入などの実績及び見込みについて確認すべき。」との意見があり、資料の提示並びに所管課の説明を受けたところです。

以上、当委員会として、原案どおり可決すべきものと決したところです。議員各位の御協賛をお願い申し上げ、審議の経過と結果についての報告とします。

○議長（近藤八郎君） ただ今、報告がありました。これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。
これから討論に入ります。
まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。
これから、議案第6号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（近藤八郎君） 起立多数です。

したがって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

○議長（近藤八郎君） 日程第6 議案第12号「平成31年度下川町一般会計予算」から日程第11 議案第17号「平成31年度下川町後期高齢者医療特別会計予算」まで、普通会計予算6件を一括議題といたします。

本案については、予算審査特別委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

斉藤好信 予算審査特別委員長。

○予算審査特別委員長（斉藤好信君） 議案第12号 平成31年度下川町一般会計予算から議案第17号 平成31年度下川町後期高齢者医療特別会計予算まで一括提案されておりますので、まとめて報告させていただきます。

今定例会において当委員会に付託を受けました、議案第12号 平成31年度下川町一般会計予算について、委員会における審査の経過と結果について報告します。

委員会の予算審査について、冒頭、副町長より予算編成基本方針並びに新年度予算の概要についての説明がありました。

特に平成31年度の予算編成に当たっては、基礎的財政収支の黒字化を目指すとともに、統一地方選挙の年であることから政策予算は補正予算での計上を予定し、義務的経費などを中心とした骨格予算としたとの説明がありました。

歳入、歳出ともに46億7,100万円（対前年比3.6%減）を計上しています。

歳出の義務的経費は17億3,503万円（対前年比1.2%増）、投資的経費で6億4,653万円（対前年比14.1%減）、その他の経費では22億8,944万円（対前年比3.7%減）となっています。

歳入では、町税で3億1,359万円（対前年比0.7%減）、地方交付税で25億円（対前年比4.2%増）、国及び道支出金で5億8,863万円（対前年比6.8%減）、繰入金では、ふるさとづくり基金繰入金3,367万円、木質バイオマス削減効果活用基金800万円、森林づくり基金1,000万円、青少年育成基金繰入金533万円など、基金繰入金全体で6,218万円を計上。

町債は4億4,500万円となっています。

その後の審査に当たり、所管課ごとに担当課長などから推進施策・事業概要、事項別明細書などにより説明を受けました。その内容と答弁、そして意見等について主な事項について所管課ごとに報告します。

概要書3ページから、総務課所管の施策では、地域情報通信基盤施設の維持管理、各種統計調査などの予算が計上されています。

委員から「平成31年度に非正規職員制度が改正されるが、いつ頃内容を示すのか。」に対し、課長から「直営事業所などの現状把握をしているところであり、早期に示したい。」などの説明、答弁がありました。

歳入について、平成 31 年度より「森林環境譲与税」が新設され、その使途は間伐など森林整備環境関連事業に限定されることなどの説明がありました。

次に、事業概要書 5 ページ、政策推進課の施策では、委員から「SDGs 推進体制について、議会の位置づけや関わりは。」に対し、「審査の過程で意見を頂くことや、計画の改訂時にその都度審議していただくことを考えている。」との説明、答弁がありました。

次に、事業概要書 7 ページから、税務住民課所管の施策では、委員から「自主防災組織の取組について、設立された組織もあるが公区単位以外の取組も必要ではないか。」の質問に対し、課長から「公区に対し通知していく。」との答弁がありました。

次に、事業概要書 10 ページ、保健福祉課の施策では、委員から「認定こども園の予算が増額になっている主な要因」について、「臨時職員を 1 名から 2 名へ増員するのと、玄関扉の自動施錠を進める。」などの説明、答弁がありました。

課長から、歳入で「がん検診、任意の予防接種の費用増」の説明がありました。

次に、事業概要書 13 ページ、山びこ学園の施策では、委員から「市街地への移転について」に対し、「高齢者の対策とともに都市計画マスタープランの福祉エリアへの検討をしていきたい。」との説明、答弁がありました。

次に、事業概要書 16 ページ、あけぼの園の施策では、園長などから「2020 年から世代交流ふれあい事業の開催を社協主催としたい。」「ナースコールや電話に対し停電対応する。」などの説明がありました。

委員から「利用者の退所期間に関し、施設と病院の協議は」との質問に、園長などから「退所期間は 3 か月としていたが、入院時は収入がなくなるので 1 か月の期間で退所の判断をしてもらおう。退所後でも入所定数の特別枠により入所が可能である。」との説明、答弁がありました。

次に、事業概要書 19 ページ、農業委員会・農務課の施策では、委員から「就農希望者の意識変化はあるのか。」に対し、「単身で農業生産法人に従事したいとの希望者が多かった。」「一人農業者を認めていくのか。」に対し、「現在の就農者の中には結果として一人になった方もいる。」「今後は単身でも新規就農者としての対応を考えている。」との説明、答弁がありました。

次に、事業概要書 22 ページ、森林商工振興課の施策では、委員から「産業クラスターと産業活性化支援機構はどうなるのか。」に対し、「産業クラスターは一定の成果を残した。今後組織の在り方を検討する。」「結いの森の赤字分を計上したのか。」に対し、「不測の事態に対応できるよう当初予算に計上した。年度協定を見直す。」との説明、答弁がありました。

次に、事業概要書 27 ページ、建設水道課の施策では、「浄水場や送水管を新設する下川浄水場の更新計画について、平成 31 年度から認可変更申請を始めたい。」との説明がありました。

次に、事業概要書 30 ページ、教育課施策では、委員から「町内商店の事業縮小による学校給食に対する影響について」に対し、課長などから「食材の納入や米飯製造は従前どおりである。」との説明、答弁がありました。

議案第 13 号 平成 31 年度下川町下水道事業特別会計予算。

本案につきましては、第 1 条で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 867 万円

とし、第2条では、地方債の起債目的と限度額4,110万円を定め、第3条では、一時借入金の最高額を5,000万円と定めるものです。

審査に当たり、担当課長などから、推進施策・事業概要、事項別明細書により説明を受けました。

事業概要書27ページから、公共下水道の維持管理と整備の推進、合併処理浄化槽の維持管理などの予算が計上されています。

議案第14号 平成31年度下川町簡易水道事業特別会計予算。

本案につきましては、第1条で、歳入歳出予算それぞれ1億869万円とし、第2条では、一時借入金の最高額を500万円と定めるものです。

審査に当たり、担当課長などから、推進施策・事業概要、事項別明細書により説明を受けました。

事業概要書28ページから、水道施設の適正な維持管理、計画的な水道施設の整備のための予算が計上されています。

配給水施設維持管理として、量水器403台、消火栓3か所の取り替え工事などを行うとともに、下川浄水場更新計画を実行します。

議案第15号 平成31年度下川町介護保険特別会計予算。

本案につきましては、第1条で、介護保険事業勘定の歳入歳出予算それぞれ4億7,235万円、介護サービス事業勘定の歳入歳出それぞれ3億1,944万円を定め、第2条では、一時借入金の最高額を、介護保険事業勘定3,000万円、介護サービス事業勘定3,000万円と定めるものであります。

審査に当たり、担当課長などから、推進施策・事業概要、事項別明細書により説明を受けました。その主な内容について報告します。

推進施策・事業概要書10ページからです。

介護保険事業として、介護予防の推進と介護保険制度の円滑な運用のための予算が計上されています。

介護予防、日常生活支援総合事業、包括的支援事業、在宅医療介護連携・認知症対策事業などを行います。

事業概要書16ページから、介護サービス事業として、高齢者支援のため、あけぼの園短期入所介護、通所介護サービスなどの予算が計上されております。

議案第16号 平成31年度下川町国民健康保険事業特別会計予算。

本案につきましては、第1条で、歳入歳出それぞれ4億7,041万円を定め、第2条では、一時借入金の最高額を5,000万円と定めるものであります。

推進施策・事業概要書10ページです。

医療保険と医療費助成の推進のための予算が計上されております。

国民特定検診受診率向上への取組として、医療機関との連携、未受診者の把握と保健師による個別訪問、文書・電話による受診率向上に努めていきます。

議案第17号 平成31年度下川町後期高齢者医療特別会計予算。

本案につきましては、第1条で、歳入歳出それぞれ6,275万円を定めるものです。後期高齢者医療広域連合納付金等の予算が計上されています。

最後に理事者総括質疑を行いました。4点にわたり質問項目をおきました。

一、「職場の労働安全衛生・労務管理について」の答えには、「労働安全衛生委員会の中で提案を受けて検討する。時間外を減らすよう努力する。」

二、「結いの森に対する予算執行について」、理事者の答えは、「4月、5月、6月が閑散期、その時期の運転資金として準備している。全体的にコストダウンしている。最終年度に直営または公設民営について検討する。」との回答がありました。

三、「放課後の子供対策について」は、委員から「放課後の子供たちがもっと伸び伸びと過ごせる環境を整えてほしい。」との意見に対し、具体的な回答はありませんでした。

四、「産業活性化支援機構とクラスター推進部の機能重複について」、「役割を明確にしながら、在り方について検証していきたい。また、クラスター推進部については一定程度目的を達成した。31年度もしっかりと結果を示していきたい。」との回答がありました。

委員からは「総括質疑を通して行政改革が進んでおらず、結果が示されていない。」との意見がありました。

以上、当委員会として、議案第12号から議案第17号について、原案可決すべきものと決したところであります。議員各位の御協賛をお願い申し上げ、審議の経過と結果についての報告といたします。以上です。

○議長（近藤八郎君） ただ今、予算審査特別委員長から報告がありました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論、採決に入ります。

お諮りします。

討論、採決は、6件を一括して行いたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 異議なしと認めます。

それでは討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。

これから、6件を一括採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第12号から議案第17号まで、6件は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 起立多数です。

したがって、議案第12号から議案第17号まで、以上6件は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（近藤八郎君） 日程第12 議案第18号「平成31年度下川町病院事業会計予算」を議題といたします。

本案については、予算審査特別委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

斉藤好信 予算審査特別委員長。

○予算審査特別委員長（斉藤好信君） 議案第18号 平成31年度下川町病院事業会計予算について、報告させていただきます。

今回の予算の計上に当たっては、第1条は総則、第2条で業務の予定量、年間患者数入院10,950人、外来20,800人などを定め、第3条で収益的収入5億3,648万円、支出5億9,166万円を定め、第4条で資本的収入413万円、支出825万円を定め、第5条で一時借入金の限度額3,000万円を定め、第6条で予定支出の各項の経費の金額の流用を定め、第7条で議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定め、第8条で他会計からの補助金2億2,000万円を定め、第9条でたな卸し資産購入限度額4,695万円を定め、町立下川病院の診療体制、患者へのサービスの向上を図るものです。

審査に当たり、事務長などから、推進施策・事業概要、予算説明書により説明を受けました。その主な内容について報告します。

概要書33ページです。

町立病院の施策では、委員から「利用者の満足度を調査した方が良い。」に対し、事務長から「患者の意見を聞いていく。」との答弁がありました。

また、「医者が患者に寄り添うなどの姿勢を示せば、町立病院を受診したいと思われるようになる。」との意見がありました。

以上、当委員会として、議案第18号について、原案可決すべきものと決したところがあります。議員各位の御協賛をお願い申し上げ、審議の経過と結果についての報告といたします。以上です。

○議長（近藤八郎君） ただ今、予算審査特別委員長から報告がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(近藤八郎君) 質疑なしと認めます。
これから討論に入ります。
まず、原案に反対者の発言を許します。

(なし)

- 議長(近藤八郎君) ないようですので、次に原案に賛成者の発言を許します。

(なし)

- 議長(近藤八郎君) 討論なしと認めます。
これから、議案第18号を採決します。
本案に対する委員長の報告は、可決です。
議案第18号は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

- 議長(近藤八郎君) 起立多数です。
したがって、議案第18号は、委員長の報告のとおり可決されました。

-
- 議長(近藤八郎君) 日程第13 議案第19号「平成30年度下川町国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。
町長。

- 町長(谷一之君) 議案第19号 平成30年度下川町国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)について、提案理由を申し上げます。

本案は、平成30年度国民健康保険事業特別会計予算の第5回目の補正予算でありまして、歳入歳出それぞれ700万円を追加し、総額を4億9,369万円とするものであります。

今回の補正予算の追加につきましては、さきに議案第10号で保険給付費として341万円を補正計上し、御議決いただいたところでありましたが、3月7日付けで請求がありました1月診療分療養給付費及び高額療養費につきまして、入院患者数及び入院医療費が見込みより大きく増加しており、4月に請求がある2月診療分療養給付費につきましても増加が予想されることから、さらに追加補正として保険給付費700万円を増額計上するものでございます。

歳入におきましては、保険給付費等交付金を増額計上しております。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、よろしくお願いたします。以上です。

○議長（近藤八郎君） 栗原保健福祉課長。

○保健福祉課長（栗原一清君） それでは、私の方から説明させていただきます。

議案第 19 号 下川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 5 号）について、お手元に配布されております議案第 19 号説明資料により説明させていただきたいと思ます。

今回の補正予算の主な要因につきましては、1 月療養給付費及び高額療養費について、入院患者数及び入院医療費が見込みより大きく増加したことに伴うものでございます。

まず、歳出ですが、療養給付費につきましては、12 月分までの医療費実績が月平均 2,376 万円であることを考慮し、残り 2 か月分の医療費を推計しておりましたが、3 月 7 日付けで 1 月療養給付費として 2,918 万 3,000 円の請求があり、入院患者数及び入院医療費が大きく増加していることが要因ということでございます。

透析治療による高額な医療費が増加しており、2 月分においても入院される方に高額療養費に係る限度額認定証の発行を行っており、療養給付費の増加が予想されることから、一般被保険者療養給付費で 600 万円を増額し、一般被保険者高額療養費で現金給付支払い分として 100 万円の増額を計上するものでございます。

次に歳入ですが、道支出金で、保険給付費の増加に伴う交付額の見込みにより、保険給付費等交付金…普通交付金でございますけども 700 万円の増額計上でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（近藤八郎君） ただ今、町長から提案理由並びに担当課長から詳細説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 19 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(近藤八郎君) 起立多数です。

したがって、議案第 19 号は、原案のとおり可決されました。

○議長(近藤八郎君) 日程第 14 「議員の派遣について」を議題とします。

お諮りします。

本町の重要懸案事項要請並びに各種研修会等出席のため、平成 31 年 4 月 1 日から平成 31 年 4 月 30 日までのひと月間において、道内・道外の関係機関に議員を派遣することにしたと思います。

これを承認することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近藤八郎君) 異議なしと認めます。

よって、平成 31 年 4 月 1 日から平成 31 年 4 月 30 日までのひと月、議員の派遣について承認されました。

○議長(近藤八郎君) 日程第 15 「閉会中の継続調査の申し出について」を議題といたします。

議会運営委員会から、「各議会の会期等及び議会運営に関する事項の調査、協議の件」、議会広聴広報特別委員会からは、「議会広報の発行及び調査研究に関する事項の件」について、会議規則第 74 条の規定により、閉会中の継続調査とし、平成 31 年 4 月 1 日から平成 31 年 4 月 30 日までの間、継続調査にしたいとの申し出がありましたが、これを承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近藤八郎君) 異議なしと認めます。

よって、本件については、閉会中の継続調査として、平成 31 年 4 月 1 日から平成 31 年 4 月 30 日までの間、継続調査とすることに決定いたしました。

○議長(近藤八郎君) 以上をもちまして、本会議に付議されました案件の審議は、全て終了いたしました。

これにて、平成 31 年第 1 回下川町議会定例会を閉会します。

午後 3 時 56 分 閉会

○議長（近藤八郎君）　ここで、町長から御挨拶があります。

○町長（谷　一之君）　定例会の閉会に当たりまして、一言、御挨拶を申し上げたいと存じます。

議員各位には、時節柄御多用のところ、本定例会に御出席を賜り、この6日の開会から本日までの会期中で提案をさせていただきました議案において、精力的に審査いただき、心より感謝とお礼を申し上げる次第でございます。

また、4月から着手する第6期下川町総合計画につきましても、これまで慎重な御議論を頂き、議決を頂いたことに、重ねて御礼を申し上げる次第でございます。

それぞれの議案における審査や委員長報告にて寄せられました御意見や御提言、一般質問にて御示唆いただいた課題や問題提起、御提言、さらには総合計画に伴う審査での特別決議など、しっかりと受け止め、来る新年度において誠実かつ丁寧に各事務事業の執行に当たってまいり所存でございます。

また、この4月は、統一地方選挙に係る町長、議員選挙が挙行され、私を含めて議員各位にも町民の皆様の審判を受けることになる予定者もいらっしゃると思います。それぞれの立場で御健闘されますことを御祈念申し上げる次第でございます。

結びに、今後とも公私共に変わらぬ御指導と御示唆を賜りますようお願い申し上げ、閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

○議長（近藤八郎君）　任期最後の定例会の閉会に当たり、私からも自席からお許しを頂きまして、一言御挨拶を申し上げます。

平成最後の本定例会は、3月6日から10日間の長丁場にわたり、町理事者並びに議員各位には熱心かつ慎重な御審議を頂き、一部議案を残し、平成31年度各種会計予算等が可決成立いたしましたことを議長としても心から厚く御礼を申し上げる次第でございます。

平成31年度は、町長、町議会議員の改選期を控え、様々な懸案事項が山積しておりますが、職員の皆様の英知を結集し、本町発展のため、引き続き御尽力いただきたいと思います。

さて、私は、昨年暮れの定例会で辞職いたしました木下氏の後任として議長に就任をし、風通しの良い議会運営を心掛けてまいりましたが、なにぶんにも微力でありまして、皆様方には大変御迷惑をお掛けし、また御期待に十分応えられなかったことを反省しております。しかしながら、かろうじて議長としての残任期間の責務を果たすことができたというふうにも思っております。これもひとえに議員各位並びに理事者の格別なる御協力のたまものと、心から感謝を申し上げる次第でございます。

本年は統一地方選挙の年であり、町長及び議員は4月30日をもって任期満了となるわけですが、特に今限りで御勇退を予定されている議員におかれましては、健康に留意され、今後とも本町の発展のためにそれぞれの立場で御指導、御協力をお願い申し上げます。

また、来る町議会選挙に再出馬を予定されております議員各位におかれましては、再びこの議場でお会いできますよう、皆様の御健闘をお祈り申し上げますとともに、下川町に

あつて 12 年ぶりの選挙戦を迎える町長におかれましては、政策論争を展開し、悔いのないよう御奮闘されますよう御祈念いたしまして、言葉足りず意を尽くせませんが、第 1 回下川町議会定例会の閉会に当たり、御挨拶といたします。誠にありがとうございました。

(白石山びこ学園長、宮丸森林商工振興課長 退場)

○事務局長(古屋宏彦君) ここで、白石園長、宮丸課長から、今月末日をもって退職されることに伴い、挨拶の申し出がありましたので、御紹介いたします。

(白石山びこ学園長、宮丸森林商工振興課長 入場)

○事務局長(古屋宏彦君) 白石園長、御挨拶をお願いいたします。

○山びこ学園長(白石 仁君) 定年退職に当たりまして、定例会終了後、議員の皆様におかれましてはお疲れの中、このような機会を与えていただきまして大変ありがとうございます。

昭和 61 年 4 月、下川町立山びこ学園の開設とともに採用となりました。33 年の月日が経ちました。この間、利用者及び家族、理事者をはじめ多くの職員に御迷惑を掛けながらお世話になりました。

さらに、議員の皆様におかれましては、山びこ学園に対し御理解と御協力を頂くとともに、多くの御助言を頂きまして、本当にありがとうございました。

33 年、利用者の方に関わることができたことは、大変幸せなことと感じております。

退職後は、今までとは違ったかたちになりますけれども、何かのかたちでお手伝いできればと思っております。

最後に、議員の皆様におかれましては、御健康とこれからの御活躍を御祈念申し上げ、簡単ではございますが退職の挨拶とさせていただきます。長い間、大変お世話になりました。そして今後も山びこ学園をどうぞよろしく願いしたいと思っております。

(拍 手)

○事務局長(古屋宏彦君) 宮丸課長、御挨拶をお願いいたします。

○森林商工振興課長(宮丸英之君) 定年退職に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

昭和 55 年に採用いただき、39 年の長きにわたり勤めさせていただきましたが、この度、定年退職を迎えることとなりました。

この 39 年を振り返り、下川町のためにどれだけ貢献できたのかと考えますと、何もできなかったのではというのが正直なところであります。

しかしながら、そのような私ですが、ここまで勤め上げさせていただきましたのは、議員の皆様をはじめ、町長、副町長、同僚職員の皆様の御指導があつてのことと、心より感

謝申し上げる次第であります。

最後になりますが、議員の皆様には、ますますの御健康、また御活躍を御祈念申し上げ、簡単ではありますが退職に当たっての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

(拍 手)

○事務局長（古屋宏彦君） 以上で退職の御挨拶を終わります。

(白石山びこ学園長、宮丸森林商工振興課長 退場)

○議長（近藤八郎君） それでは、以上をもって散会します。